

令和6年度 幼稚園・認定こども園などの 入園を募集します



対象となるお子さんがいる世帯に令和6年度の幼稚園、認定こども園などの入園の案内を送付（在園の方は園から配布）しています。案内が届いていない方は子育て支援課までご連絡ください。

※申し込みは1人1園に限ります。

※認定こども園化に伴い「妻木幼稚園・肥田幼稚園」は廃園となります。

☎ 子育て支援課（内線186）または各幼稚園・保育園・認定こども園

公立幼稚園

●対象

3～5歳（平成30年4月2日～令和3年4月1日生まれ）のお子さんで、令和6年4月1日時点で土岐市に住民票のある方（予定を含む）

●申込日時・場所

10月10日（火）から19日（木）までの午前9時～午後5時に各幼稚園で入園願書を配布します。募集要項は、ホームページ（HP1007104）で確認できます。

入園願書は、以下の日にちの午前9時～午後4時に入園を希望する幼稚園へご提出ください。 ※土岐津幼稚園の新入園児は午前11時～午後4時

〈泉幼稚園〉

- ▷在園児 10月20日（金）
- ▷新入園児（3・4歳児） 10月23日（月）
- ▷新入園児（5歳児） 10月24日（火）

〈泉幼稚園以外の園〉

- ▷在園児 10月23日（月）
- ▷新入園児 10月24日（火）

●その他

- ・新入園児には、保育園からの入園も含まれます。
- ・新入園児は、11月中旬以降に入園面接を行います。

私立保育園など

●対象

平成30年4月2日以降生まれで、市内の私立保育園および地域型保育事業所に令和6年4月から新たに入園を希望する方、産休・育休明けで令和6年度の年度途中に入園を希望する方（出産予定のお子さんも入園の申込は可能です）

●申込日時・場所

9月19日（火）までの午前9時15分～午後3時30分に、各保育園などで入園案内を配布します。ホームページ（HP1007072）でもダウンロードできます。

〈新入園児〉

申込受付を行います。入園を希望する園が指定する日時に申込書類などをご提出ください。

〈在園児〉

指定された期間に申込書類などを園にご提出ください。

※具体的な申込日時は入園案内などに記載していません。

●その他

新入園児は、11月下旬～12月中旬に入園面接を行います。

※具体的な申込日時は入園案内などに記載していません。

※私立の認定こども園（幼稚園部）の入園募集は、直接園にお問い合わせください。

●その他

・新入園児は、11月下旬～12月中旬に入園面接を行います。

・泉こども園で医療的ケアが必要なお子さんの受け入れをしています。入園を希望する方は、入園の条件などを説明します。子育て支援課にご相談ください。

認定こども園（幼稚園部・保育園部）

●対象

- ▷幼稚園部 幼稚園の対象と同様
- ▷保育園部 私立保育園などの対象と同様

●申込日時・場所

9月19日（火）までの午前9時15分～午後3時30分に、各こども園などで入園案内を配布します。ホームページ（HP1007072）でもダウンロードできます。

〈新入園児〉

入園を希望する園が指定する日時に申込書類などをご提出ください。

〈在園児〉

指定された期間に申込書類などを園にご提出ください。

保護者の声

保育園と幼稚園の垣根がなくなって、昔からの慣習の「年長になったら幼稚園」がなくなるため、入退園などの負担が減るのはいれしいです。また、親の就労にかかわらず同じところに預け続けることができるのも魅力です。

来年度は多くのこども園が動き出しますが、幼稚園の良さと保育園の良さを合わせることで、こどもの笑顔も増えることをたのしみしています。

保護者連合会会長 塚本法子さん

子育てをしやすいまちを目指し一部地域からスタートした「認定こども園」。土岐市の子育て世帯の皆さんが多様な生活スタイルに合わせ柔軟な選択ができるようにするため、また、地区ごとのサービス格差を解消するため、令和6年度から既存の園舎を活用し、市内全ての公立保育園を「認定こども園」に変更します。

● みんなが5歳になると幼稚園に行くけど入退園が大変
● 地区にはこども園があるのに、どうしてうちの地区にはないの？
● 仕事を辞めたら保育園を退園しないといけない・・・



認定こども園の Q & A

Q 利用するのに条件はあるの？

A 認定こども園には「保育園部」と「幼稚園部」があります。保育園部は共働き世帯など、家庭で保育ができない場合に利用ができ、幼稚園部は利用の制限はありません。

- ・0～2歳児は共働き世帯など家庭で保育ができない場合に利用できます。
- ・3～5歳児は保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。年度の途中で保護者の一方が仕事を辞めても転園の必要はありません。例）保護者が仕事を始めた場合 → 保育園部に変更が可能。保護者が仕事を辞めた場合 → 幼稚園部に変更。

Q 利用料はどうなるの？

A 3～5歳児は保育無償化の対象のため、おやつやおかずなどの副食費のみの負担です。

- ※0～2歳児（保育園部）は保護者の方の所得で決定します。
- ※所得によって減免制度があります。

Q 利用できる時間は？

A ・保育園部は、午前7時30分～午後7時の間の就労時間などに応じた時間です。

- ※午後6時30分からは、延長保育利用料が必要です。
- ・幼稚園部は、午前8時30分～午後2時30分です。

Q 3～5歳児のクラスは保育園部と幼稚園部と別々？

A 保育園部と幼稚園部は同じクラスです。みんなで一緒に活動します。

※認定こども園の詳細は市ホームページ（HP1006897）をご確認ください。



令和6年度から市内全ての公立保育園が認定こども園になります

保育園と幼稚園を統合します
妻木こども園（妻木町）
肥田こども園（肥田町）

これまでの保育園を変更します
みなみこども園（駄知町）
みつばこども園（泉町）
久尻こども園（泉町）

☎ 子育て支援課（内線186）